

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都港区赤坂2丁目3番6号
（名称） 株式会社小松製作所

上記被審人に対する平成18事務年度（判）第9号証券取引法違反審判事件について、証券取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官内田博久、審判官入木雅和、同国分貴之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金4378万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成19年5月31日（木）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都港区赤坂2丁目3番6号に本店を置き、建設機械、その他各種機械器具並びにその部品の製造、修理及び売買等を目的とし、その発行する株券が株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場されている上場会社等である。

被審人の執行役員であるAは、その職務に関し、平成17年6月23日ころ、被審人の子会社のオランダコマツファイナンス有限会社（以下「KF N」という。）の業務執行を決定する機関がKF Nの解散を行うことについての決定をした旨の事実（以下「当該重要事実」という。）を知り、被審

人とB信託銀行株式会社（以下「B信託銀行」という。）間の平成17年7月4日付け「自己株式の取得のための金銭の信託」契約に基づき、B信託銀行をして、法定の除外事由がないのに、当該重要事実の公表前の平成17年7月4日から同月13日の間、東京都所在のC証券株式会社及びD証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、被審人の計算において、被審人の株券合計131万6000株を買付価額11億7746万1000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第7項、第1項第2号、第166条第1項第1号（平成17年法律第87号による改正前のもの）、第2項第5号へ

(3) 課徴金の計算の基礎

(928円×1,316,000株)

— (868円×13,000株+869円×17,000株+871円×20,000株
+872円×3,000株+873円×20,000株+876円×18,000株
+877円×10,000株+878円×10,000株+879円×20,000株
+880円×10,000株+881円×10,000株+882円×21,000株
+883円×60,000株+884円×25,000株+885円×40,000株
+886円×20,000株+887円×55,000株+888円×78,000株
+889円×59,000株+890円×78,000株+891円×78,000株
+892円×50,000株+893円×30,000株+894円×20,000株
+895円×70,000株+896円×58,000株+897円×33,000株
+898円×32,000株+899円×20,000株+900円×10,000株
+901円×20,000株+903円×20,000株+904円×10,000株
+905円×10,000株+906円×10,000株+907円×24,000株
+908円×20,000株+910円×10,000株+911円×20,000株
+912円×20,000株+915円×20,000株+918円×10,000株
+919円×10,000株+920円×10,000株+923円×34,000株

$$\begin{aligned} &+924 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 925 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} + 926 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} \\ &+ 927 \text{ 円} \times 23,000 \text{ 株} + 928 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} \\ &= 43,787,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

法第176条第2項の規定により、1万円未満の端数を切捨て

平成19年3月30日

金融庁長官 五味廣文